

発生日	2014/10/16
発生場所	神奈川県横浜市
一般名称	エレベーター
事故の概要	エレベーターのかごがフロアレベルより約150mm上の位置で停止し、戸が開いたため、被害者がかごから降りる際に段差により転倒し、負傷した。(中等傷)
調査の状況	<p>○昇降機等事故調査部会において調査を実施。部会委員等による現地調査、国土交通省によるヒアリング調査を実施。</p> <p>○事故機の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御盤にかご戸又は乗場戸のドアスイッチが作動したことが記録されていた。</li> <li>・かご戸の開閉装置の一部であるスイングアームに取り付けられたベアリング部の嵌め合いが緩くなっており、ガタつきが生じていた。</li> <li>・約150mmの段差がある状態でかご戸が開いていた。</li> <li>・事故機の戸開許可範囲は、フロアレベル±180mmであった。</li> <li>・戸開閉用カムが乗場戸施錠装置のローラーに接触し、ドアスイッチを作動させるために必要な移動距離は、約6.5mmであった。</li> <li>・製造者によれば、事故時と同様に利用者1名が乗った状態で確認したところ、乗る位置によって戸開閉用カムの位置が1.5～2mm移動するとのことであった。</li> <li>・ベアリング部のガタつきにより、スイングアームがねじれ、その動きがドアリンク機構によって増幅され、戸開閉用カムが最大5mm程度動くことが再現実験で確認された。(上記と合わせ、走行中に最大で7mm移動する可能性)</li> </ul> <p>○原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着床時にかご床とフロアレベルに段差が生じたのは、かごが下降中にドアスイッチが誤作動して緊急停止したことによるものであり、また、かごの停止位置が戸開許可範囲内であったため、戸が開いたものと考えられる。</li> <li>・ドアスイッチが誤作動したのは、ベアリング部に経年劣化によるガタつきにより、スイングアームがねじれ、その動きがドアリンク機構によって増幅され、戸開閉用カムが乗場戸施錠装置のローラーに接触したことによるものと考えられる。</li> </ul> <p>○再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故機についてドアリンク機構の交換及びすき間寸法の調整を実施した。</li> <li>・エレベーター点検報告書記入指針を改定し、ドアリンク機構のガタつき、すき間寸法、スイングアームの交換基準に関する規定等を追加した。</li> <li>・所有者及び管理者に対し、ドアリンク機構の保守・点検に関する注意事項をまとめたものを配布した。</li> </ul>
	調査終了